

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

(市町村が処理する規則に基づく事務)

第三条 条例別表第四から別表第六まで、別表第十一及び別表第十二のそれぞれの上欄に掲げる規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるものは、別表第一から別表第五までのそれぞれの上欄に掲げる事務ごとに、これらの表のそれぞれの下欄に掲げるとおりとする。

新

旧

別表第一(第三条関係)

環境局関係

<p>条例別表第四の八の項(四)に規定する廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成十五年愛知県条例第二号)の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p>	<p>廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(以下この表において「規則」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの                  (一) 規則第十二条第一項の規定により説明会開催状況報告書を受理すること。                  (二) 規則第十二条第二項の規定により再度説明会を開催すべきことを指示すること。</p>
--	--

別表第一(第三条関係)

環境局関係

<p>一 条例別表第四の七の項(二十四)に規定する廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成十五年愛知県条例第二号)の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p> <p>二 条例別表第四の八の項(四)に規定する廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p>	<p>廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの                  (一) 規則第十二条第一項の規定により説明会開催状況報告書を受理すること。                  (二) 規則第十二条第二項の規定により再度説明会を開催すべきことを指示すること。</p>
--	--